

BRT トータルデザイン検討分科会の設置について

1. 分科会の設置目的

「都心と臨海地域とを結ぶBRTに関する事業計画」において、トータルデザインは、車両や停留施設、サインなどの全ての要素に対して一貫したコンセプトを基にデザインを行うことで、統一された路線のイメージを創り出し、魅力を高めるものとしている。BRTのトータルデザインの導入に当たっては、専門的な知見を踏まえた検討を進める必要がある。

このため、臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約第11条に基づき、「BRTトータルデザイン検討分科会」を設置する。

2. 分科会の委員

分科会の委員は、学識経験者、公共交通事業者及び地方公共団体で構成するものとする。

- ・学識経験者は都市交通計画、グラフィックデザイン・広告、色彩デザインの分野から各1名とする。
- ・公共交通事業者は京成バス株式会社常務取締役の職にあるものを委員とする。
- ・地方公共団体は、東京都都市整備局交通政策担当部長の職にあるものを委員とする。
- ・オブザーバーとして都の関係局、関係区が出席する。

3. 分科会の進め方

分科会において、デザイン案の取りまとめを行うものとし、第1回の分科会において、具体的な進め方等を確認する。

臨海副都心周辺地域における公共交通協議会BRTトータルデザイン分科会規約（案）

（制定）平成30年 月 日 都市基交第 号

（目的）

第1条 都心と臨海地域とを結ぶBRTに関する事業計画において、トータルデザインは、車両や停留施設、サインなどの全ての要素に対して一貫したコンセプトを基にデザインを行うことで、統一された路線のイメージを創り出し、魅力を高めるものとしている。BRTのトータルデザインの導入に当たっては、専門的な知見を踏まえた検討を進める必要がある。

このため、臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約第11条に基づき、BRTトータルデザイン検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- （1） BRTのトータルデザイン案の取りまとめに関すること。
- （2） 前各号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 分科会は、座長、副座長及び委員により構成する。

（座長）

第4条 座長は、臨海副都心周辺地域における公共交通協議会会長の指名により、これを定める。

- 2 座長は、分科会を招集し、議事を総理する。
- 3 副座長は、東京都都市整備局交通政策担当部長とする。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて、委員以外の者に対して分科会への出席を求め、意見を聴取することができる。

（分科会の委員）

第5条 分科会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 地方公共団体
- （2） 公共交通事業者
- （3） 学識経験者
- （4） その他座長が必要と認める者

（会議の公開）

第6条 分科会及び分科会の資料は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、公開することができる。

（事務局）

第7条 分科会の事務局は、都市整備局都市基盤部に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。